公益財団法人ブラッサム財団

個人情報等管理規程

（目 的）

1. この規程は、個人情報等(「個人情報 の保護に関する法律」第２条第１項及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)第２条第３項に規定する 個人情報をいい、番号法第２条第８項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ)の適正な取扱いに関して公益財団法人ブラッサム財団 (以下、「本財団」という。)の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用 することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

（定 義）

第２条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報 ｢個人情報｣とは、個人情報保護法第２条第１項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定 の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それ により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 要配慮個人情報 ｢要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第２条第３項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(3) 個人番号 ｢個人番号」とは、番号法第７条第１項又は第２項の規定により、住民票コード を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(4) 特定個人情報 ｢特定個人情報｣とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(5) 特定個人情報等 ｢特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報を併せたものをいう。

(6) 個人番号関係事務 ｢個人番号関係事務｣ とは、番号法第９条第３項の規定により個人番号利用事務 に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 個人情報データベース等 ｢個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的 に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするため のものを有するもの

(8) 個人データ ｢個人データ｣とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(9) 保有個人データ 「保有個人データ」とは、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去 及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、 その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの以外のものをいう。

(10) 本 人 ｢本人｣とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特 定の個人をいう。

(11) 役職員等 ｢役職員等｣とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員、職員及び 準職員をいう。

(12) 個人情報管理責任者 ｢個人情報管理責任者｣とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

（適用範囲）

第３条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

２ 選考委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依 頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

３ 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報管理責任者）

第４条 本財団においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

２　個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外 部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

（個人情報等の取得）

第５条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令 で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

（利用目的及び個人情報の利用）

第６条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益財団法人ブラッサム財団が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定めるこの法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的の範囲内でなければならない。

２ 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人データの第三者提供）

第７条 法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。

２ 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に 限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人データ(要配慮個人情報 を除く)を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な 運用及び実施がなされている者であること

(3) この法人との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

３ 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

４ 本条第２項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人データの正確性確保)

第８条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第９条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理のため、個人データの不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

２ 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人データを取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第 10 条 個人情報管理責任者は、個人データの安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人データの消去・廃棄)

第 11 条 利用する必要がなくなった個人データについては、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

２ 個人情報管理責任者は、個人データの消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人データの内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、当該記録を利用する必要がなくなったときは、当該記録を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

２ 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認し、本人の権利又は正 当な利益が害されるおそれがある場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を 理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

ア 漏洩した個人情報等の範囲

イ 漏洩先

ウ 漏洩した日時

エ その他調査 で判明した事実

２個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるともに、再発防止策を策定しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第 14 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合は、遅滞なくこれに応じるものとする。

（保有個人データの開示請求）

第 15 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、開示を求められた場合は、遅滞なく、当該本人が請求した方法により開示するものとする。

（保有個人データの訂正等請求）

第 16 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて訂正、追加又は削除を行うものとする。 また訂正、追加又は削除を行った場合は、その旨及びその内容を本人に遅滞なく通知 するものとする。

(保有個人データの利用停止等請求又は提供の拒否権)

第 17 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データについて、利用の停止又は 消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 18 条 この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、総務部が担当する。

２ 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

３ 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について代表理事に報告するものとする。

(個人情報等に関する取扱規則)

第 19 条 個人情報並びに特定個人情報に関する取扱いの細則については、代表理事が別に定めるものとする。

(改 廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和6 年9月25日より施行する。（令和6 年9月25日理事会議決）

令和６年１１月２６日改訂

公益財団法人ブラッサム財団が業務上保有する個人情報等の利用目的

１ 公益財団法人ブラッサム財団（以下「本財団」といいます。）が保有する特定個人情報を除く個人情報は、公益財団法人の健全なる発展を図り、もって公共の利益を増進することを目的として本財団が行う次の事業に利用します。

（1） 児童、生徒及び青少年たちのスポーツ分野における振興と奨励に関する事業に対する助成事業

（2） スポーツ分野において、嘱望される児童、生徒及び青少年たちへの奨学金給付事業

（3） その他、上記(1)から(2)の目的を達成するに必要な事業

２ 本財団が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記１の事業に関し、次の利用目的で利用します。 なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当 該利用目的以外では利用しません。

・国内外非営利組織との連携のため

・メディア関係者との意見交換のため

・非営利団体関係者等を対象に行う説明会、講演会、研修会等に係る運営等のため

・機関誌の配布のため

・関係官庁への提言、要望活動及び関係団体等との意見交換

・情報連絡等のため

・契約の解約及び解約後の事後管理等のため

・契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

・他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため

・その他、上記１の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）

３ 本財団が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用します。

1. 目 的

① 役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)

・給与所得･退職所得の源泉徴収票作成事務

・雇用保険届出事務

・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

・健康保険･厚生年金保険届出事務

・国民年金の第三号保険者の届出事務

・その他、上記に付随する手続事務

② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務(下記に関連する事務を含む)

・報酬

･料金等の支払調書作成事務

・配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務

・不動産の使用料等の支払調書作成事務

・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

1. 範 囲

① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等

② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等

③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え

以 上